(参考)

援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ 合衆国政府との間の協定を改正する協定 (新旧対照) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支 とアメリカ合衆国政府との間の協定方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後

改

正

後

改

正

前

という\*)は、 日本国政府及びアメリカ合衆国政府 (以下「両当事国政府」

寄与することを認識し、 
『保障条約(以下「条約」という。の円滑なかつ効果的な運用に 
作ののでは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 
が、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の緊密な協力 
援、物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けること 
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支

的に寄与することを理解して、を促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極合衆国軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことび人道的な国際救援活動において日本国の自衛隊及びアメリカこのような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動及

- 険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 した事態又は日本国に対する武力攻撃が発生する明白な危c 「武力攻撃事態」とは、日本国に対する武力攻撃が発生
- 2 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な2 ことを目的とする。

第一条 第一条

- 1 この協定において、
- の平和及び安全に重要な影響を与える事態をいう。 b 「周辺事態」とは、日本国の周辺の地域における日本国

を目的とする。 の間における相互の提供に関する基本的な条件を定めること援、物品又は役務の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊と国際救援活動又は周辺事態に対応する活動に必要な後方支2 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な

務は、次に掲げる区分に係るものとする。2.この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑

役務の提供のための枠組みについて定める。 3 この協定は、相互主義の原則に基づく後方支援、物品又は

- 4 この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務の
- 使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。
- 品又は役務の提供は、合衆国法典第十編第百三十八章により5 この協定に基づくアメリカ合衆国軍隊による後方支援、物

与えられた権限に基づいて行われる。

メリカ合衆国軍隊が実施する。請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びア。 この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要

#### 第二条

- 務は、次に掲げる区分に係るものとする。2.この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役

食料、水、宿泊、輸送 (空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑

は、付表1において定める。 それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務について訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、

は、付表において定める。 それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務について訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、

くは弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。弾薬の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システム若し3~2の規定については、日本国の自衛隊による武器若しくは

#### 第三条

- 援、物品又は役務を提供することができる。 供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方救援活動の実施のために必要な後方支援、物品又は役務の提救援活動の実施のために必要な後方支援、物品又は役務の提いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊又はアメリ
- 援、物品又は役務の提供に適用する。2(前条の2及び3の規定は、この条の規定に基づく後方支
- 支援、物品又は役務の提供は、国際連合平和維持活動等に対は、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合に3.日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊

務は、次に掲げる区分に係るものとする。2.この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役

部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑

は、付表1において定める。 それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務について

従って行われるものと了解される。 する協力に関する法律 (千九百九十二年法律第七十九号) に

## 第四条

- 援、物品又は役務を提供することができる。 の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支めに必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府が、周辺事態に際して日本国の1 いずれか一方の当事国政府が、周辺事態に際して日本国の
- 務は、次に掲げる区分に係るものとする。2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役

油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含むり、燃料・油脂・潤滑

部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務

は、第二条にいう付表において定める。それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務について

- 又は役務の提供に適用する。3(第二条3の規定は、この条の規定に基づく後方支援、物品
- 4 この条の適用上、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処する

#### 第五条

1 いずれか一方の当事国政府が、武力攻撃事態又は武力攻撃 1 いずれか一方の当事国政府が、武力攻撃事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が 1 いずれか一方の当事国政府が、武力攻撃事態又は武力攻撃

務は、次に掲げる区分に係るものとする。
2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役

弾薬 訓練業務、部品・構成品、修理・整備、空港・港湾業務及び 油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、 食料、水、宿泊、輸送 (空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務について

務を受領するものと了解される。められた日本国の自衛隊の活動に関し後方支援、物品又は役って後方支援、物品又は役務を提供し、当該法律によって認ための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従

六

は、付表1において定める。

- ものと解してはならない。 はアメリカ合衆国軍隊による武器システムの提供が含まれる 2の規定については、日本国の自衛隊による武器の提供又
- 正 は役務を提供することができる。 は役務を提供することができる。 は役務を提供することができる。 は役務を提供することができる。 は役務を提供することができる。 は役務を提供することができる。 は役務を提供することができる。

1

務は、次に掲げる区分に係るものとする。2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役

くは弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。弾薬の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システム若し3 2の規定については、日本国の自衛隊による武器若しくは

第七条

#### 第五条

- おりとする。 1 この協定に基づく物品の提供に係る決済の手続は、次のと
- a 物品を受領した当事国政府 (以下「受領当事国政府」と

のではない。当該物品を返還する。ただし、bの規定の適用を妨げるも事国政府」という。にとって満足のできる状態及び方法でいう。は、当該物品を提供した当事国政府(以下「提供当

いずれの当事国政府も、この協定に基づいて提供される役

3

九

# 第八条

て決定される。 価格は、第十条に規定する手続取極に定める関連規定に基づい 前条の1c及び2の規定に従って償還される物品又は役務の

第九条

第十条

務に対して内国消費税を課してはならない。

### 第六条

価格は、第八条に規定する手続取極に定める関連規定に基づい て決定される。 前条の1c及び2の規定に従って償還される物品又は役務の

## 第七条

当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。 いては、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、 . 時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても受領 この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務につ

し、条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施する 請、提供、受領及び決済の実施については、この協定に従属 ためのものを定める手続取極にのみ従うものとする。 手続取極 この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要 両当事国政府の権限のある当局の間で締結される。

#### 第九条

第十一条

間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に影響 この協定のいかなる規定も、日本国とアメリカ合衆国との

第十二条

2 する。 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議

を及ぼすものではない。

3 この協定及び手続取極の解釈又は適用に関するいかなる事 とする。 項も、両当事国政府の間の協議によってのみ解決されるもの

#### 第十条

- 1 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国 れるものとする。 れぞれの十年の期間が満了する六箇月以上前に他方の当事国 ない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長さ 政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告し 有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそ 百二十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を がこの協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後
- 2 でもこの協定を終了させることができる。 府に対して一年前に書面により通告することによって、いつ 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政

3 国政府が日本国政府から日本国が当該改正を承認した旨の書 両当事国政府が合意するこの協定の改正は、 アメリカ合衆

けてこの協定に署名した。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受

本語及び英語により本書二通を作成した。

千九百九十六年四月十五日に東京で、ひとしく正文である日

池田行彦 お田田 のために

ウォルター・モンデールアメリカ合衆国政府のために

付 表

付 表 —

																Z A
																分
	衛生業務		通信		被服		燃料・油		輸送(空		宿泊		水		食料	区
	衛生業務		通信		被服		燃料・油脂・潤滑油		輸送(空輸を含む。)		宿泊		*		食料	区分
o		及びこれ		もの		必要な田	油脂・潤滑油	らに類ま		並びに		らに類ま		らに類ま		
o		及びこれらに類す	通信設備の利用、	もの		必要な用具並びに	油脂・潤滑油	らに類するもの		並びにこれらに類		らに類するもの		らに類するもの		
o	衛生業務・診療、衛生機具及びこれらに類するも	及びこれらに類するもの		もの	被服・被服・被服の補修及びこれらに類する	必要な用具並びにこれらに類するもの		らに類するもの	輸送(空輸を含む。  人又は物の輸送、輸送用資材及びこれ	並びにこれらに類するもの	宿泊 宿泊設備及び入浴設備の利用、	らに類するもの	水、給水、給水に必要な用具及びこれ	らに類するもの	食料、食事の提供、調理器具及びこれ	

		な用具及びこれらに類するもの	
		弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要	弾
するもの			
する支援、積卸作業並びにこれらに類			
航空機の離発着及び艦船の出入港に対	空港·港湾業務		
びにこれらに類するもの			
修理及び整備、修理及び整備用機器並	修理·整備		
もの			
部品又は構成品並びにこれらに類する			
軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の	部品·構成品		
用消耗品及びこれらに類するもの			
指導貝の派遣、教育訓練用資材、訓練	訓練業務		
用並びにこれらに類するもの		にこれらに類するもの	
建物、訓練施設及び駐機場の一時的利	施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並び	施設の利用
管及びこれに類するもの			
倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保	保管		
にこれらに類するもの			
環境面の支援、消毒機具及び消毒並び			
廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、	基地 支援		

# 付表 2

 $\Box$ 本 玉 Ø 法 律 Ø 規定

置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する テロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の 特別措置法(二千一年法律第百十三号)第六条及び第七条 目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生した

条 | 実施に関する特別措置法(二千三年法律第百三十七号)第八| 実施に関する特別措置法(二千三年法律第百三十七号)第八| イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の